

○国土交通省告示第百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（片坂バイパス・高知県高岡郡四万十町金上野字押川口地内から同県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 高知県高岡郡四万十町金上野字押川口、字野添、字岡ハナ、字三日月山、字コビガ谷、字己斐加谷、字江戸見、字荷掛、字小葛籠、字小ツヅラ及び字ツヅラ地内

高知県幡多郡黒潮町市野瀬字大ツエ山、字イツノヲク、字森リ及び字ヨコボ山、佐賀橋川字カブツケ山、字一ツ田、字ヤライ山、字シイ谷山、字ナカマ、字シイタニ、字七ツ岩、字ヲンジガハナ及び字鈴道山並びに拳ノ川字大バイ、字スナ田、字ツヅラ谷、字中ホリ、字ロツヅラ、字南山、字コバノ川神田、字北屋敷及び字丸松地内

2 使用の部分 高知県高岡郡四万十町金上野字野添、字岡ハナ、字三日月山、字コビガ谷、字己斐加谷、字荷掛、字小葛籠、字ツヅラ及び字カロト越並びに峰ノ上字コミ山地内

高知県幡多郡黒潮町市野瀬字地蔵平山、字大ツエ山、字イツノヲク、字森リ及び字ヨコボ山、佐賀橋川字カブツケ山、字一ツ田、字ヤライ山、字シイ谷山、字ナカマ、字シイタニ及び字鈴道山並びに拳ノ川字上ハカシ、字ノボリヨヲロ、字大バイ、字スナ田、字ツヅラ谷、字中ホリ、字ロツヅラ、字南山、字コバノ川神田、字北屋敷及び字丸松地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県高岡郡四万十町金上野字押川口地内の四万十町西インターチェンジから同県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内の拳ノ川インターチェンジ(仮称)までの延長6.1kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道56号改築工事（片坂バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関

する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、土佐市、須崎市等を経由して松山市に至る延長約355kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、高知市と高知県高岡郡四万十町及び幡多郡黒潮町を結ぶ唯一の幹線道路であることから、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、現道は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、交通事故による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が、高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）等に基づき、平成16年10月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物

については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オオタカ、クマタカ、ブッポウソウ及びサシバについては営巣は確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く分布することなどから、影響は極めて小さいとされているが、クマタカについては、本件事業の実施区域周辺で繁殖を行う可能性があると考えられたことから、起業者は、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホシザキカンアオイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクマガイソウ、マルバノサワトウガラシ及びユキモチソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年12月7日に都市計画決定され、平成20年11月14日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故による通行止めが

行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、黒潮町長をはじめとする自治体の長等からなる四国西南地域道路整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県高岡郡四万十町役場及び同県幡多郡黒潮町役場佐賀支所